大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）内
ワークブース設置者募集要項

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）内において、区画の貸付を受けて、以下のとおりワークブースの設置予定者（以下、「設置者」という。）を募集します。

第１　募集概要

⑴ 設置対象区画

全２区画（区画Ａ、区画Ｂ）に設置する設置者を募集対象とします。

（いずれか１区画のみを希望される場合は応募できません。）

区画の詳細は、別紙１のとおりです。

⑵ 募集機器

ワークブース

① 箱形とし、寸法（幅、奥行き、高さ）については別紙１のとおりとします。

② 机、椅子、モニター、電源コンセント、ドレンレス型のエアコン、及び予約者のみ利用できる wi-fi を備えるものとします。

③ 扉は、通行の妨げとならないよう、外開きではない形状とします。

④ 常時施錠された状態を基本とし、利用者のみ開錠することでブースの入室及び退室できる仕様とします。なお、停電時でも施錠された状態を維持し、利用者のみブース内から退室できる機能を有するものとします。

⑤ 営業時間外においても、防犯カメラや人感センサー等により遠隔から在室状況が確認できるものとします。

⑥ 建築基準法や消防法等関係法令を遵守し、安全性が高いものとします。

⑦ 十分な耐震性を有するものとします。また、固定する場合は、工具等で簡単に取り外すことができるものとします。なお、転倒時には自社にて責任を負うこととします。

⑧ ブースの設置について、所管の消防署に確認し、指示があった場合は対応をするものとします。

⑨ ブースを接続する電源はコンセント一口で、AC 100V 15A 以下とします。

⑩ ブースの利用は、会員登録を条件とし、法人に限らず個人の利用が可能なものとします。

⑪ ブース内に、利用者からの問い合わせに対応できるサポートセンター等の連絡先を明示するものとします。

第２　応募資格要件

次の要件をすべて満たす個人又は法人が、応募できます。

⑴ 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第 17 条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産者で復権を得ない者

⑵ 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑦までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。

① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

⑦ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参

加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者であること。

(4)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(5)　最近 3 年間において、１年以上継続して商業施設等不特定多数が利用する施設において、ワークブースに関する業務実績をもつこと。

(6)　府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

第３　貸付物件の募集条件等

(1)　用途の指定

ワークブースの設置を行うこととし、飲食・物販等のサービス提供を行うことはできません。

(2)　貸付の期間

①　貸付期間は、３年とする。但し、貸付期間満了の日の３ヶ月前までに、大阪府又は設置者から書面による別段の意思表示がないときは、貸付期間満了の日の翌日から３年間継続するものとし、以降も同様とします。

②　貸付期間は、契約期間の開始日から起算します。

③　準備期間及び契約期間満了にともなう原状回復期間は、貸付期間に含みます。

(3)　貸付料

①　貸付料の発生時期

賃料に共益費を加えた貸付料（以下「貸付料」という。）は、契約期間の開始日から発生します。

②　貸付料の額（月額）

毎月の貸付料の額は、設置者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）（以下「応募価格（税抜額）」といいます。）に大阪府公有財産規則第２７条の２に記載する割合（消費税相当額）を乗じて得た額（１０円未満切捨て）とします。

③　貸付料の支払い

ア．貸付料は前納とします。（契約初月、及びその翌月を除きます）

貸付料の支払は、毎月翌月分の貸付料を、大阪府が月ごとに発行する納入通知書により、大阪府が指定する期日までに全額納めるものとします。

イ．指定された期日までに納付しない場合は、大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）の規定に基づき、遅延利息を徴収します。

④　応募価格

応募価格は、大阪府が設定する月あたりの㎡単価（以下「基準単価」という。基準単価は、共益費を含む 3,025 円／㎡。）以上となる単価を設定し、合計㎡数（4.250 ㎡）を乗じて、月額の賃料等（消費税抜き）を算定し、応募価格としてください（円未満の端数切り捨て）。

⑤　貸付料の減額

貸付料についての減額はありません。

(4)　必要経費の負担

①　設置者が負担すべき経費

ア. 大阪府咲洲庁舎内での営業に必要な各種手続きに要する費用

イ. ワークブースのクリーニング等を行う場合の費用

ウ. 府から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用

エ. 設置・運用・維持補修及び撤去等に要する一切の費用

②　光熱水費その他経費の負担

公募区画に関して、準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）内ワークブース設置に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）の「２　経費の負担」に記載のとおりとします。

(5) 遵守事項及び使用上の制限

貸付期間前及び貸付期間中は、次のことを遵守してください。

①　募集要項及び仕様書を遵守してください。

②　大阪府の事前の承諾なしに、本件貸付に係る一切の権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。

第４　質問受付及び現地確認

(1) 質問受付

①受付期間

令和８年９月７日（月）午前９時３０分 ～ ９月３０日（水）午後５時まで

②質問方法

質問票【様式３】を、下記「③提出先」へ電子メールで送付してください。

③ 提出先

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループあて

電子メール：choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

④ 質問書への回答

回答は、質問から１週間以内を目途に、大阪府ホームページに掲載します。

⑵ 現地確認

現地確認を希望される場合は、事前にご連絡をいただければ随時対応させていただきます。

第５　応募申込手続き

⑴ 申込方法

① 郵送で申し込む場合

申込受付期間　　令和８年９月７日（月）～令和８年１０月６日（火）

【必着のこと】

送　り　先　〒５５９－８５５５

大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ　あて

② 持参の場合

申込受付期間　令和８年９月７日（月）～令和８年１０月６日（火）

【午前９時３０分～正午、午後１時～午後５時】

※　土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提　出　先　大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号

大阪府咲洲庁舎３階

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

⑵ 必要な書類（各１部）

① 応募申込書（様式１）

② 誓　約　書（様式２）

③ 会社概要等（会社パンフレットなど営業実態が判断できるもの）

④ 第２⑹の納税証明書（発行後３か月以内のもの）

⑶ 応募申込に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限ります。

第６ 設置者の決定・公表

⑴　設置者の決定

本募集要項に定める内容をすべて満たす事業者で、基準単価（月額 3,025 円／㎡）以上で応募した事業者の中から、最も応募価格の高い者に決定します。

なお、設置者の決定は、令和８年１０月７日（水）頃を予定しております。

⑵ くじによる設置者の決定

最上位となる応募者が２者以上ある場合は、原則として当該応募者立会いのもと、

くじにより順位を決定します。

また、当該応募者が立ち会わない場合は、府が指定した者が当該応募者に代わってくじを引き、設置者を決定します。

なお、府職員がくじを引くことについて、同意をされない応募者が立会いに参加されない場合は、設置者の応募を無効とします。

⑶ 設置者の繰上げ

設置者の決定取消があった場合は、その者を失格とし、次位応募者を設置者とし、次位応募者も同様に決定取消があった場合は、以下同様とします。

⑷ 通知・公表

決定時には、応募者全てに対し、決定した設置者名及び応募価格等を通知するとともに、大阪府ホームページにて公表します。

第７　契約の締結

⑴ 契約手続き

設置者に決定した者は、大阪府と別紙２の内容をベースにした府有財産貸付契約書を、設置者に決定した日から３カ月以内に締結します。

つきましては、大阪府が指定する日までに、本貸付契約締結に必要な以下の書類を提出してください。

《必要書類》　※提出部数は各１通

① 大阪府暴力団排除条例に関する書類（大阪府から指定）

② 証明書類（発行日から３か月以内のもの）

〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書

〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

第８　設置者の決定の取消し

⑴ 次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

① 正当な理由なくして、指定する期日までに本貸付契約締結の手続きに応じなかった場合（設置者自ら辞退届を提出した場合を含む。）

② 設置者が応募者の資格を失った場合

第９　その他

⑴ 本件募集への参加、貸付契約締結、その他この契約に係る一切の費用は申込者の負担とします。

⑵ 大阪府では、建築基準法等の規定に基づく各種保守点検・工事等に伴い、貸付区画に立ち入ることがあります。また、点検等の内容によっては貸付区画に干渉する

ことがありますが、庁舎の維持には必要不可欠なものであるため、営業補償等は行いませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 大阪府咲洲庁舎は、毎年１月の休日に２回、法定点検実施に伴う夜間停電（24 時から翌６時まで）を行いますので、メンテナンス等についてご注意ください。

なお、令和８年度は令和９年１月１１日（祝・月）及び１７日（日）に実施予定です。

第１０　大阪府警察本部長への個人情報の提供

設置者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者に該当する者でないことを確認するため、大阪府は大阪暴力団排除条例第２４条第２項の規定に基づき、設置者から提出のあった書類等により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。

【募集に関する問い合わせ先】

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

大阪市住之江区南港北一丁目 14 番 16 号

電話：０６－６２１０－９２９８（ダイヤルイン）